

【本号の内容】

1. はじめに
2. 「事業再編促進税制」とは？
3. 組織再編税制と事業再編促進税制
4. 最後に

株式会社DCoはGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディール(PMI)サポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、<http://www.dcock.com>にて紹介しています。

～平成 26 年度税制改正による事業再編促進税制の創設とその影響～

1. はじめに

平成 26 年 4 月より消費税率が現行の 5%から 8%に上げられることが正式決定されました。これにより、消費税率引上げによる税負担の増加を起因とする景気への悪影響が懸念されていますが、この懸念に応えるため、同時に 5 兆円にもものぼる新たな経済対策が政府より打ち出されています。その中には、様々な企業向けの減税措置が盛り込まれており、その一部である、下記の“3つの投資減税制度“の概要が明らかにされました。

1. 設備等投資促進税制
2. ベンチャー投資促進税制
3. 事業再編促進税制

1つ目の「設備等投資促進税制」は、今後 3 年間で国内設備投資額年間約 70 兆円への回復を目指すなか、企業の“先端的設備“及び“生産ラインやオペレーションの改善に資する設備“などの質の高い設備投資について、即時償却や税額控除等の税制措置を講ずるものです。

この制度では、製造業のみならず非製造業も対象とするほか、投資対象も機械等だけでなく、ソフトウェアや建物まで幅広くカバーされる方針であり、幅広い業種や設備が対象となっていることが特徴です。

2つ目の「ベンチャー投資促進税制」は、現行の「海外投資等損失準備金制度(措置法 55 条)」をモデルとした制度となっており、準備金方式を前提として、リスクの高いベンチャー投資に対して、「法人による投資」を対象に投資額の一定割合の損金算入を可能とするものです。

3つ目の「事業再編促進税制」では、自社の事業部門を切り出し、他社の事業部門と統合することで、規模の拡大や技術の補完による新市場展開・競争力強化の実現を目指す企業の課税負担の軽減措置を講じたものであり、「ベンチャー投資促進税制」と同様、準備金方式を前提として、出資及び融資額の一定割合の損金算入が可能となります。

なお、「設備等投資促進税制」の税額控除は、“課税の減免措置“であるのに対し、「ベンチャー投資促進税制」及び「事業再編促進税制」は、積立

準備金が前倒しで損金に算入される一方で、その後準備金を取り崩され、益金に算入されることになるため、“課税の繰延措置”となっています。

このように、“3つの投資減税制度”は、いずれの制度も、投資をする企業にとっては、高い節税効果を受けることができるものと考えられます。

3つの投資減税の内容		
1	設備等投資促進税制	設備投資に対する即時償却、税額控除
2	ベンチャー投資促進税制	ベンチャーファンドへの投資額の一定割合を準備金として積立て、当該準備金を損金算入
3	事業再編促進税制	事業再編により設立した会社への出資、融資の一定割合を準備金として積み立て、当該準備金を損金算入

今回の DCo News では、3つの投資減税制度のうち、企業の事業再編を行うにあたって、最も影響を受けることが予想される「事業再編促進税制」にフォーカスして、その内容及び導入後想定される節税メリットについて詳しく解説を行います。

出資だけでなく、
融資も損金算入可能

損金算入額は、
特定株式等の70%が上限

2. 「事業再編促進税制」とは？

事業再編促進税制（概要）

産業競争力強化法(仮)の施行日から平成29年3月31日までに同法に基づく認定を受けた法人が、積立期間(*1)内に、特定事業再編(仮)によって設立された会社の特定株式等(*2)の取得をした場合において、特定事業再編投資損失準備金(特定株式等の取得価額の70%を限度)を積み立てたときは、その積立金額を損金の額に算入する。
この準備金は、積立期間終了後、5年間で均等額を取崩し、益金の額に算入する。

(*1) 積立期間

積立期間とは、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日(その特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社が、同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日)までの期間をいう。

(*2) 特定株式等

特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含む。)又はその特定会社に対する貸付金に係る債権をいう。

「事業再編促進税制」は、現状のわが国の1つの事業部門に多くの事業者が存在し、利益率が低くなっている状況、また個社では十分活用できないものの、他社の経営資源と融合することで成長が期待できる事業者が存在すること等を考慮し、事業再編を行う企業に課税負担の軽減措置

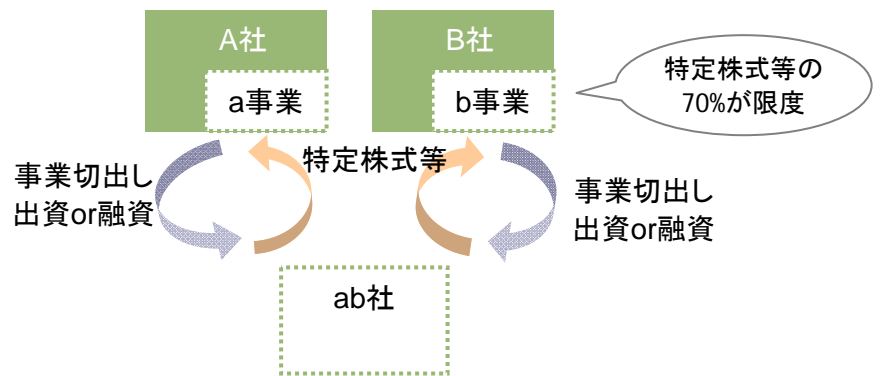
準備金は一定期間経過後、
益金に算入

を講じ、規模の拡大や技術の補完による新市場展開・競争力強化の実現を目指すことを背景として創設されました。

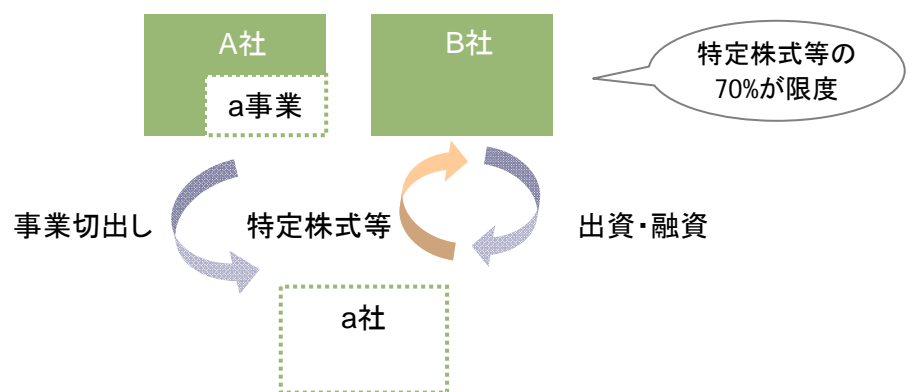
具体的には、①2以上の異なる会社が、それぞれの事業を統合する際に行う出資及び融資、また、②一方の会社が分離した事業にもう一方の会社が行う出資や融資をするケースを想定して、税制上の支援措置が講じられています。

この出資や融資に伴い取得する特定株式等の取得価額の70%を限度として、「準備金」の積立が認められ、これが損金に算入される仕組みです。

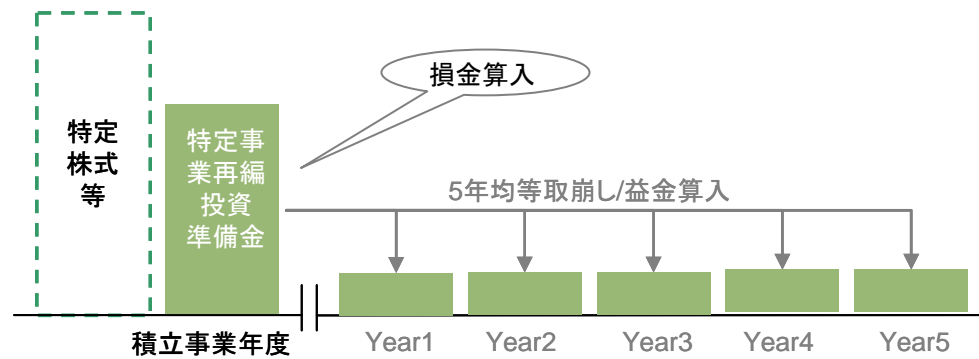
<① 両社から事業を切り出す場合>



<② 一方の会社が事業を切り出し、他の会社が出資・融資する場合>



準備金を積み立てることを要件として、出資・融資額の70%を限度として、損金に算入することができるが、この準備金は、下図の通り、一定期間積み立てられた後、均等額(積立額÷5年)が取り崩されたうえ、益金の額に算入されることとなります。そのため、所謂“課税の線延べ措置“ということになります。



3. 組織再編税制と事業再編促進税制

事業再編促進税制は、対象となる再編を、「特定事業再編」と呼び、新たに設立された会社等の「特定株式等」の取得価額の70%を限度として、「特定事業再編投資損失準備金」として積立した場合に、その積立金額を損金算入する仕組みとなっています。

「特定事業再編」は、前項のとおり、①2以上の異なる会社が、それぞれの事業を統合する際に行う出資及び融資、また②一方の会社が分離した事業にもう一方の会社が行う出資や融資を行うケースを想定し創設されました。

上記の2ケースのうち、①2以上の異なる会社が、それぞれの事業を統合する際に行う出資及び融資を行うケースを例にとっても考えると、事業再編促進税制は、自社の事業部門を切り出し、他社の事業部門と統合することで、規模の拡大や技術の補完により、新市場展開・競争力強化を実現することを目的とされた制度であるため、組織再編税制の「共同事業を行うための組織再編」に該当するケースが多いことが予想されます。

この共同事業要件を満たす場合、組織再編税制の適格組織再編に該当し、譲渡益課税が生じないだけでなく、移転する純資産の簿価と同額の特定株式の70%を損金算入することが可能となります。

また一方で、再編の対象となる事業が赤字事業で、多額の含み損を抱えている場合等には、その含み損を実現するためにあえて「非適格組織再編」を選択する場合も考えられます。

この非適格組織再編の場合には、含み損が実現されるだけでなく、移転する純資産の時価の70%までが損金の額に算入されることとなり、節税メリットとしての大きな効果が期待できます。

4. 最後に

このように、事業再編促進税制は、事業再編による出資や融資の一定割合を「準備金」として積立て、その損金算入を認めるものですが、積立割合が70%と高めに設定されているだけでなく、再編対象事業の価値が毀損している場合には、非適格組織再編とすることによって、含み損を実現させることができるなど、予想以上に大きな節税メリットが期待できるものと考えられます。

組織再編を行う企業にとって、大きな効果が期待できる税制になっており、再編に係る税務上の取扱いを検討する上で、今後非常に重要となると考えられます。

お問い合わせ先：
株式会社 DCo

小林 正紀	ディレクター	mkobayashi@dcokk.com
古川 貴子	アソシエイト	tkogawa@dcokk.com